

石川県公報

令和2年3月31日(火曜日)

号 外

(第32号)

目 次

教育委員会	
○石川県立高等学校規則の一部を改正する規則	1
○市町村立学校の事務職員及び栄養職員の職の設置基準に関する規則の一部を改正する規則	1
○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	2
○石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	2
○石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の一部改正	2
○石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部改正	3
○石川県公立学校職員旅費取扱規程の一部改正	3
○石川県教科用図書採択地区の一部改正	3

教 育 委 員 会

石川県立高等学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第一号

石川県立高等学校規則の一部を改正する規則

石川県立高等学校規則(昭和二十七年石川県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)」を「教育基本法(平成十八年法律第百二十号)」に改める。

第二十二條中「条例の定めるところによる」を「石川県立学校条例(昭和二十九年石川県条例第四十二号)及び石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の定めるところによる」に改める。

第四号様式中

「現住所

「現住所

氏 名[㊟]を 氏 名[㊟]「入学者氏名欄に限り、入学者
生 年 月 日」 生 年 月 日」

本人が署名する場合、押印を省略することができます」と「入学者氏名欄は、入学者本人が署名すること」と「授業料等」を「石川県立学校条例に定める授業料」と、「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

市町村立学校の事務職員及び栄養職員の職の設置基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

市町村立学校の事務職員及び栄養職員の職の設置基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の事務職員及び栄養職員の職の設置基準に関する規則(昭和六十一年石川県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表事務主査の項の次に次のように加える。

栄養主査 上司の命を受け、学校給食栄養に関する技術を処理する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日

石川 県 教 育 委 員 会

石川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 三 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(指導が不適切である教諭等の認定等に関する規則の一部改正)

第一条 指導が不適切である教諭等の認定等に関する規則(平成二十年石川県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、臨時的に任用された」を「並びに臨時任用又は任期付採用の」に改める。

(石川県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第二条 石川県立学校教職員の人事評価に関する規則(平成二十四年石川県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「された」を「され、又は任期付で採用された」に改める。

(石川 県 市 町 立 学 校 教 職 員 の 人 事 評 価 に 関 する 規 則 の 一 部 改 正)

第三条 石川 県 市 町 立 学 校 教 職 員 の 人 事 評 価 に 関 する 規 則 (平 成 二 十 四 年 石 川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 二 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第三条第一号中「された」を「され、又は任期付で採用された」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

石川 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 一 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石川 県 教 育 委 員 会

別表第2本庁の課長の個別的専決事項の表教職員課長の項第1号中「非常勤講師及び技芸教師の任免(」を「臨時的任用若しくは任期付の教職員、非常勤の教職員又は嘱託職員及び技芸教師の任免(庶務課が所掌する職員及び)」に改める。

別表第4出先機関等の長の個別的専決事項の表教育事務所長の項第6号中「の教職員、非常勤講師」を「若しくは任期付の教職員、非常勤の教職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

石川 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 二 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程(昭和41年石川県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石川 県 教 育 委 員 会

第1条中「により、」を「により」に、「及び臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償支給条例」を「、臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第2条中「者及び」を「者、」に改め、「第3条に規定する技能労務職給料表」を削り、「第3条第1項第2号」の

次に「及び第2項」を、「採用された者」の次に「並びに石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第13号）又は会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則（令和2年石川県規則第14号）の適用を受ける者」を加える。

第9条を削る。

第10条第5号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

石川県教育委員会訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程（昭和55年石川県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

令達先中「体育施設管理事務所」、「能楽堂」及び「武道館」を削る。

第2条中「一般職の職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間未満である者を除く。)」を加え、「同条第3項」を「法第3条第3項」に、「20日以上」を「18日以上」に改める。

第9条第4号を次のように改める。

- (4) 生活習慣病健康診断

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

石川県教育委員会告示第7号

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和37年石川県教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

第1条中「により、」を「により」に、「及び臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償支給条例」を「臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第2条中「昭和33年」を「昭和32年」に、「第3号」を「第1号」に改め、「第3条に規定する技能労務職給料表」を削り、「者及び」を「者、」に改め、「第3条第1項第2号」の次に「及び第2項」を、「採用された者」の次に「並びに石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第13号）又は会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則（令和2年石川県規則第14号）の適用を受ける者」を加える。

第9条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第10条第5号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の石川県公立学校職員旅費取扱規程の規定は、この告示の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

石川県教育委員会告示第8号

石川県教科用図書採択地区（昭和39年石川県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

表中 「

白山・野々市 採 択 地 区	白山市 野々市市
-------------------	-------------

」を

「

白 山 採 択 地 区	白山市
野 々 市 採 択 地 区	野々市市

」に改める。